- . 都市づくりの基本方針
- . 目指すべき県土構造
- . 目指すべき県土構造(広域圏域都市構造)
- . 目指すべき県土構造実現のための方針

1.目指すべき県土構造実現に向けた取り組み

1)目標年次

策定年度である平成 22 年度からおおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、おおむね 10 年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。なお、計画の基準年次を平成 17 年 (2005 年)とし、目標年次を平成 32 年 (2020 年)とする。

2)取り組みの方針

目指すべき県土構造を実現するためには、限られた財源、開発圧力を都市機能の集約を図るべき拠点等や軸に積極的に投資、誘導し、併せて都市経営を担う人材、組織の育成・支援を図る必要がある。このため、選択と集中による都市施設整備、土地利用の規制誘導、多様な主体による都市経営の推進などを一体的に進めていくものとする。

3)見直しについて

社会情勢の大きな変化や法制度などに変更が生じ、本計画の見直しが必要となった場合には適時適切に見直すものとする。

2. 都市計画区域の再編の方針

広域圏域 **方針**

中西部・南部 広域圏

本圏域のうち、甲府盆地周辺に位置する都市計画区域については、都市として一体性の ある区域と都市計画区域が合致しておらず、また、市町村合併により都市計画区域と行政 区域の不整合が生じているため、区域の再編が必要である。

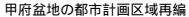
甲府盆地7都市計画区域の一体化

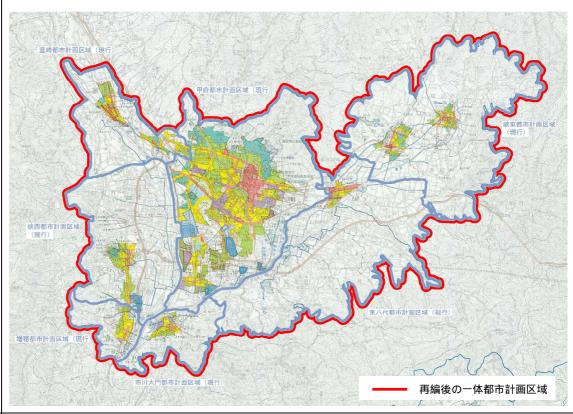
甲府盆地の都市計画区域(甲府都市計画区域、峡東都市計画区域、韮崎都市計画区域、峡西都市計画区域、東八代都市計画区域、市川大門都市計画区域、増穂都市計画区域)は、「第 章 目指すべき県土構造」に示したとおり、地勢等の自然的条件、市街地から農業・共生地域そして森林・共生地域へ、拠点から郊外さらには周辺の山地に向かって都市計画区域を跨いで連なる土地利用の状況、並びに市町村合併による行政の広域化及びモータリゼーションの進展等による日常生活圏の広域化により、都市としての一体性の観点から総合的に判断すると、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要があると考えられる。このことから、区域区分の適用範囲などの検討を進める中で、甲府盆地の7都市計画区域の再編を目指す。

行政区域と都市計画区域の不整合の解消

上記のとおり甲府盆地の7都市計画区域の一体化を目指すが、一方で市町村合併に伴い、 甲府市、甲斐市、中央市には線引き、非線引き都市計画区域が併存し、土地利用規制に大 きな不均衡が生じている。このため、線引き、非線引き都市計画区域の併存を解消し、1 つの行政区域内で統一的な土地利用コントロールを目指す。

なお、笛吹市には、峡東都市計画区域と東八代都市計画区域が併存していたため、 区域の再編を行い、都市計画区域と行政区域の不整合を解消した。

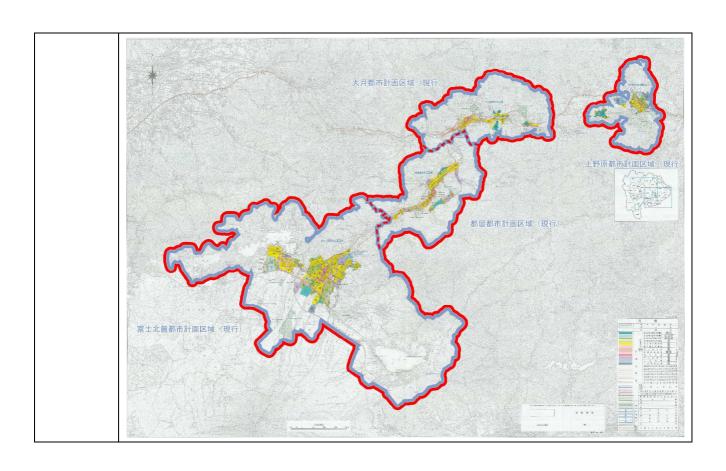




富士・東部 広域圏域

本圏域では、市町村合併による都市計画区域と行政区域の不整合は生じていない。また、 地勢等の自然的条件、土地利用の状況、日常生活圏の状況からは現時点では都市としての 一体性は認められない。以上から本圏域は、当面、都市計画区域の再編を行わない。

富士・東部広域圏域の都市計画区域



3.区域区分(線引き・非線引き)の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

区域区分の有無

	都市計画区域等	区域区分	理由	
	甲府都市計画区域	有	本都市計画区域の人口は減少に転じており、増加傾	
			向にある世帯数についても将来は減少に転ずるもの	
			と予想される。しかしながら、このような状況は区域	
			で一律ではなく、今後も開発圧力が高く、市街地の拡	
			大の可能性が高い地区が存在する。	
			したがって、本県にふさわしい都市機能集約型都市	
			構造の実現に向け、人口や都市機能の拡散を抑制する	
中			とともに、市街地外の優良農地や優れた自然環境を有	
中西部			する土地を適切に保全していくため、当面、区域区分	
部			を設定し、開発圧力を市街地内に適切に誘導していく	
・南部広域圏域			ものとする。	
広域	(新)峡東都市計画区域	無	甲府都市計画区域に隣接する一部については、市街	
	韮崎都市計画区域		化の圧力が高い地域も存在するが、各都市計画区域全	
现	峡西都市計画区域		体としては、人口や産業の見通しから、今後市街化の	
	(新)東八代都市計画区	圧力はそれほど高くはなく急激かつ無秩序な市街		
	域	は進まないものと予想される。		
	市川大門都市計画区域		したがって、区域区分以外の都市計画制度の適用及	
	増穂都市計画区域		び農業振興地域の整備に関する法律、森林法等に基づ	
	身延都市計画区域		く各種制度との連携により、所期の目的は達成できる	
			ものと判断されることから、区域区分を定めないもの	
			とする。	
	富士北麓都市計画区域	無	これらの都市計画区域は、人口や産業の見通しか	
富士	都留都市計画区域		ら、今後市街化の圧力はそれほど高くはなく急激かつ	
±	大月都市計画区域		無秩序な市街化は進まないものと予想される。	
東郊	上野原都市計画区域		したがって、区域区分以外の都市計画制度の適用及	
東部広域圏域			び農業振興地域の整備に関する法律、森林法等に基づ	
攻 圏			く各種制度との連携により、所期の目的は達成できる	
域			ものと判断されることから、区域区分を定めないもの	
			とする。	

4. 都市計画区域外における土地利用コントロールの方針

人々の活動範囲の広域化等により、都市計画区域外における都市的土地利用(開発・建築行為)が進んでいる。特に山梨県では別荘開発、高速道路のインターチェンジ周辺、及び比較的市街地に近い農地などにおいて、このような傾向がある。

このような地域においては、これまでも秩序ある土地利用や環境との調和を図るため、都市計画制度等を活用した土地利用コントロールが検討されてきている。今後も社会情勢や法制度などの変化を踏まえながら、地域の合意形成が図られるような手法の検討を継続する。

1)都市計画制度の適用を検討する区域

都市計画区域外のうち、国有林、県有林、保安林、自然公園特別地域・特別保護地区、自然環境保全地域等の土地利用規制の実態に照らして開発の可能性が極めて低いと考えられる区域を除いた土地利用規制が相対的に緩く、地形が比較的平坦な地域を対象に、開発行為、建築行為等の動向に注視し、必要に応じて都市計画区域の指定・拡大又は準都市計画区域の指定など都市計画制度の適用を検討する。このような区域を「都市計画制度適用検討区域」とする。

<具体的な「都市計画制度適用検討区域」>

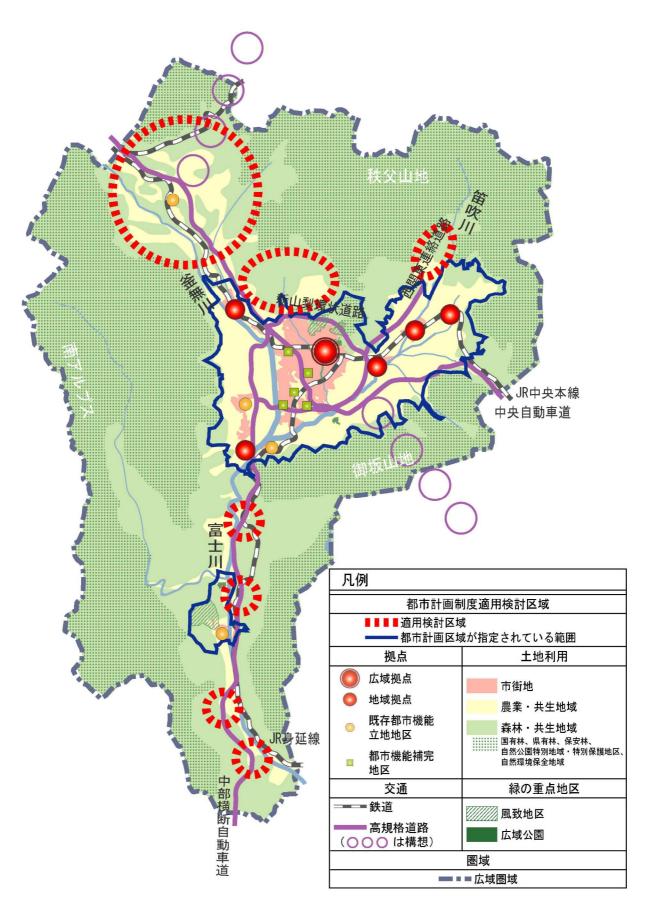
広域圏域	都市計画制度適用検討区域		
中西部・南部広域圏域	代表的な都市計画制度適用検討区域		
	北杜市の一部		
	甲斐市北西部を中心とした甲斐市、韮崎市の一部区域		
	山梨市の一部区域		
	中部横断自動車道沿線のインターチェンジ予定地周辺		
富士・東部広域圏域	域 代表的な都市計画制度適用検討区域		
	鳴沢村の一部		
	富士河口湖町南部の一部区域(富士ヶ嶺)		

これらの都市計画制度適用検討区域については、都市計画制度の適用を優先的に検討するものの、以下に示す他の方法による土地利用コントロールも考えられる。

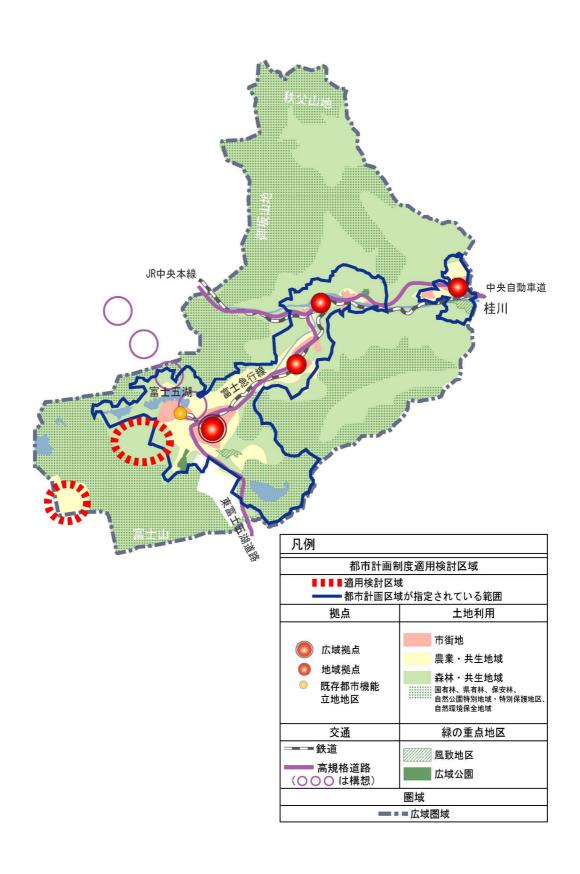
2)その他方法の検討

上記都市計画適用検討区域を含め都市計画区域外における土地利用コントロールの方法としては、都市計画区域の指定・拡大、準都市計画区域の指定のほか、景観法による景観計画・景観計画区域等の活用、都市計画区域外で知事が指定する範囲における建築条例、地方公共団体が独自に定める条例等による対応、さらに、これらを複合的に組み合わせる方法等があり、地域の状況や住民意向等を踏まえ、適切な手法を選択する必要がある。

都市計画制度適用検討区域(中西部・南部広域圏域)



都市計画制度適用検討区域(富士・東部広域圏域)



5 . 主要な都市計画の決定の方針

1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

現状と課題については、第 章 2及び第 章 1で前述しているため、以下では方針のみを示す。

中心市街地 (**広域拠点**) における土地利用

土地の高度利用、都市機能の複合化の促進【中西部・南部広域圏域】

広域拠点では中枢業務機能、高次の医療、多様なニーズに対応した教育、文化、商業等の都市機能の 集約を図る上で、都市機能の複合化も可能な土地の高度利用を積極的に進め、必要に応じて高度利用地 区、高度地区等の地域地区を指定するなど、活力ある都市空間を形成するための土地利用を図る。

良質な都市空間の形成・維持

広域拠点は県民生活の核となる場所であり、多様な都市機能が集約する中で多くの人々が住み、働き、 憩うことに魅力を感じ、潤いと賑わいがあり続ける必要がある。このような良質な都市空間の形成・維 持に、必要に応じて地区計画制度の活用などにより、目指すべき市街地の計画をもって土地利用を図る。

中心市街地(**地域拠点、既存都市機能立地地区**)における土地利用

都市機能の集約促進

地域拠点、既存都市機能立地地区では、行政、医療、教育、文化、商業等の多様な都市機能のうち、 複数の都市機能が集約可能な比較的高密度な土地利用を図るとともに、地域の独自性や周辺の都市機能 の立地状況を十分考慮し、拠点エリア*1とその周辺の土地利用を総合的に計画*2する。

- *1 半径 1km 程度の都市機能の集約を図るべき土地の区域を想定したもの
- *2 総合的に計画するとは、拠点エリアとその周辺の土地利用規制の格差をもって拠点エリアへの都市機能の立地を誘導するなどが考えられる。

地域の独自性を活かした良質な都市空間の形成・維持

当該地域の歴史・文化などに配慮し、地域の独自性を活かした良質な都市空間の形成・維持のため、 必要に応じて地区計画制度などにより、目指すべき市街地の計画をもって土地利用を図る。

大規模集客施設の立地に係る土地利用

拠点等の位置づけにもとづく土地利用

広域的な都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設の立地については、広域拠点、地域拠点、既存都市機能立地地区、都市機能補完地区へ誘導するものとし、その他の地域において、大規模集客施設の立地を可能とするような都市計画の決定・変更は行わないことを基本とする。準工業地域の指定を行う場合には、大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区の指定を併せて行う。

また、広域的な影響が懸念される特定集客施設の立地についても、前述した大規模集客施設の立地の考え方を踏まえた立地が望まれる。

なお、「 - 1 . 3) 見直しについて」において示したとおり、社会情勢の大きな変化や法制度などに変更が生じた場合には必要に応じて拠点等の位置づけを見直す。

工業系の産業立地に係る土地利用

効率的な生産活動に適した土地利用

本県では、環境負荷の少ない内陸型産業の誘致を進めており、特に、超精密な加工分野や燃料電池等の新エネルギー分野などの機械電子産業と、医療関連機器分野や農産物を活用する食料品分野などの健康関連産業の誘致を目指しているが、本県内への誘致の受け皿となる工場用地が不足している。

これらの特に誘致を重視している産業については、「山梨県企業立地基本計画」で定められた集積区域(この区域のうち、国土利用計画法に規定する農業地域や森林地域については、必要な土地利用調整が図られるものに限る。)に誘導する。なお、工場用地については工業専用地域等の工業系用途地域や特別用途地区の指定など、住宅地、農地、商業地等と混在しない適切な土地利用を図る。

住宅市街地における土地利用

地域の独自性と地域のニーズに応じた土地利用

住宅市街地では地域の特性や地域の目指すまちづくりのニーズに応じた良好な居住環境を確保するため、必要に応じて地区計画制度などにより、目指すべき市街地の計画をもって土地利用を図る。

防災に配慮した市街地の土地利用

防災に関する各種施策との整合

土砂災害の恐れのある区域(土砂災害警戒区域等)や洪水時に深刻な浸水被害の恐れのある区域など 災害の発生が予想される区域については、極力新たな市街地に含めないなど、防災に関する各種施策と の整合に留意した土地利用を図る。

市街化調整区域の土地利用

市街化調整区域の土地利用【中西部・南部広域圏域】

市街化調整区域については「市街化を抑制する区域」という基本理念のもと、適切な開発許可制度の 運用や地区計画制度の活用などにより、秩序ある土地利用の形成を図る。また、既存集落のコミュニティの維持のために必要な開発は、地区計画を定めることにより限定的にこれを認める。なお、この地区 計画については別途市街化調整区域の地区計画の同意の方針で示していく。

非線引き都市計画区域の白地地域の土地利用

線引き・非線引きの併存する市における非線引き都市計画区域の白地地域の土地利用【中西部・南部 広域圏域】

1つの行政区域内に異なる土地利用規制が併存する状況が解消されない間は、現行制度の中で対応可能な範囲において土地利用規制格差の是正につとめる。特に市街化調整区域に隣接する同一行政区域内の非線引き都市計画区域の白地地域では、市街化調整区域との規制格差が大きく、目指すべき県土構造に与える影響も小さくないことから、特定用途制限地域や地区計画制度などを活用することにより、土地利用規制格差の是正を図る。

甲府都市計画区域に隣接する非線引き都市計画区域の白地地域の土地利用【中西部・南部広域圏域】

上記以外の甲府都市計画区域に隣接する非線引き都市計画区域の白地地域についても、隣接する市街 化調整区域との規制格差が大きく、目指すべき県土構造に与える影響も小さくないことから、特定用途 制限地域や地区計画制度などを活用することにより、土地利用規制格差の是正を図れるよう検討する。

拠点とその周辺の総合的な土地利用

持続性のある拠点の形成が図れるよう、拠点周辺地域については必要に応じて特定用途制限地域や地

区計画制度などを活用することにより、都市機能の拡散を抑制する総合的な土地利用を図る。

低未利用地の土地利用

地域に応じた低未利用地の活用

近年、既存市街地において空き地・空き家が増加し、地域の目指すまちづくりに支障が生じているが、 人口の減少に伴い、今後市街地全域でこの傾向に拍車がかかるものと予想される。このため、駐車場、 資材置場等望ましくない土地利用への転換を防ぎ、地域におけるニーズに即した土地利用が図られるよう、緑地への転換なども視野に入れ、地区計画制度の活用などを検討する。

新拠点の土地利用

新拠点の新たな市街地像をもった土地利用

今後、リニア中央新幹線等の国または県が推進する大規模プロジェクトによる市街地形成など、必要に応じて適切な土地利用を図る。その際、新拠点については周辺の拠点等との位置関係や想定される人口集積等に留意し、適切な市街地規模、新拠点とその周辺の総合的な土地利用規制のあり方、さらには地区計画制度などにより、目指すべき市街地の計画をもって土地利用を図る。

2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 交通施設の都市計画の決定の方針

A . 基本方針

ア.現状と課題

広域圏域	現状と課題
中西部・南部広域圏域	体系的な交通ネットワークの整備 1.3)参照
	本圏域の道路・鉄道の交通網は、甲府市への一極集中の形態となっているが、
	首都圏に近いことから首都圏と結ぶ東西方向の交通網は比較的充実している
	一方、南北方向は全体的に希薄な状況である。
	第 章において前述した課題のほか、渋滞発生箇所としては甲府都市計画区
	域内を中心とした市街地内の幹線道路や甲府都市計画区域とそれに隣接する
	地域との間が挙げられ、圏域内の交通の整流化が求められている。
	一方、山間部では地形が急峻で地質構造も脆弱なため、大雨時等には通行止
	め区間が多数発生し、県外や富士・東部広域圏域との交流の障害にもなってい
	る。特に南部の地域の道路は網状に広がりがなく代替機能が脆弱である。
	公共交通機関の確保 2 . 1) 参照
	第 章で前述した課題のほか、公共交通機関の利便性を向上させることが求
	められている。
	<u>暮らしや環境に配慮した道路整備</u>
	災害時における避難路、輸送路等の道路機能が果たす役割を考慮した整備や
	道路緑化、無電柱化等の良好な沿道景観の形成を考慮した整備、ユニバーサル
	デザインを考慮した整備などが求められている。
	<u>都市計画道路の見直し</u>
	本圏域においては、長期未着手となっている都市計画道路が存在し、全ての
	路線の整備が完了するまでには、相当年数が必要であると見込まれている。
富士・東部広域圏域	<u>体系的な交通ネットワークの整備</u> 本圏域は、地形的な制物を受けながら組出に初まが発達してきた経緯ます。
	本圏域は、地形的な制約を受けながら線状に都市が発達してきた経緯もあり、これらの都市を連絡する交通施設も線状に形成されているため、網状に広
	がりがなく、通過交通と域内交通が整序されていない。そのため、市街地を中
	心として観光シーズンや朝夕の通勤時に交通渋滞が慢性化している。また、災
	害時等の代替機能も脆弱である。
	大規模災害に備えた道路網の整備 1.3)参照
	公共交通機関の確保 【中西部・南部広域圏域同様】
	暮らしや環境に配慮した道路整備 【中西部・南部広域圏域同様】
	都市計画道路の見直し 【中西部・南部広域圏域同様】

イ.交通体系の整備の方針

交通体系の整備の方針

圏域間や県外を結ぶ軸となる道路の重点的な整備

広域圏域及び県外との交流、連携、支援の強化のために重点的に圏域間や県外を結ぶ軸となる道路の整備を行う。

圏域内を結ぶ軸となる道路の重点的な整備

主に圏域内の拠点間連携を支える軸となる道路を重点的に整備するとともに、体系的な道路ネットワークの整備やボトルネックの解消などにより、交通の整流化を図る。

災害に強い都市のための道路の整備

災害時における避難路、輸送路、ライフライン、延焼遮断空間などを確保するため、防災に配慮した道路配置、幅員、構造物等、道路の防災機能の強化を図る。

美しい沿道景観の形成

個性と魅力にあふれた美しい都市を形成するため、道路整備に併せて道路緑化、無電柱化、道路構造物の色彩配慮を推進し良好な沿道景観の形成を図る。

公共交通機関の利便性向上

鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性向上や、拠点等の市街地において公共交通機関を補完する 自転車交通環境の整備を積極的に図る。

人にやさしい交通環境の整備

ユニバーサルデザインを積極的に推進する。

都市計画道路の見直し

長期に渡り未整備の都市計画道路については、目指すべき県土構造やまちづくりとの整合性を図り、将来交通需要への適切な対応、より効果的・効率的な整備を行うため、計画の変更・廃止を含めて市町村と連携を図り検討を行う。

B.主要な施設の配置の方針

広域圏域	主要な施設の配置			
	自動車専用道路	・中央自動車道		
		・中部横断自動車道		
		・西関東連絡道路		
		・新山梨環状道路		
中西部		・甲府富士北麓連絡道路		
•	主要幹線道路	・国道 20 号	・国道 300 号	
南部広域圏域		・国道 52 号	・国道 358 号	
		・国道 137 号	・国道 411 号	
置		・国道 140 号	・国道 469 号	
叉		・国道 141 号		
	鉄道	・JR 中央本線		
		・JR 身延線		
		・JR 小海線		

	自動車専用道路	・中央自動車道
		・東富士五湖道路
富		・甲府富士北麓連絡道路
富士・	主要幹線道路	・国道 20 号
東		・国道 137 号
農		・国道 138 号
東部広域圏域		・国道 139 号
域		・国道 413 号
	鉄道	・JR 中央本線
		・富士急行線

C . 主要な施設の整備目標

整備または整備着手を予定する施設は、次のとおりである。

広域	道路	路線名		
圏域	種別			
	自	・新山梨環状道路北部区間(都市計画道路甲府外郭環状道路北区間:甲府市、甲斐市)		
	自動車専用道路	・新山梨環状道路東部区間(都市計画道路甲府外郭環状道路東区間:甲府市、笛吹市)		
ф	専	・新山梨環状道路南部区間(都市計画道路 1.4.3 甲府外郭環状道路:南アルプス市)		
中西部	用 道	・西関東連絡道路(山梨市)		
•	路	・中部横断自動車道(旧増穂町以南、旧長坂町以北)		
南部広域圏域		・国道 20 号(韮崎市、甲斐市)		
広域	主要幹線道路	・国道 20 号(都市計画道路 3.3.6 甲府バイパス:甲斐市)		
		・国道 52 号(都市計画道路 3.3.1 和戸町竜王線:甲府市、甲斐市)		
域		・国道 300 号(身延町)		
		・国道 411 号(都市計画道路 3.3.1 和戸町竜王線:甲府市)		
		・国道 411 号(都市計画道路(仮)市部和戸町線)		
富士		・国道 20 号バイパス(上野原市)		
±	主	・国道 20 号バイパス(都市計画道路 3.4.2 大月バイパス:大月市)		
東郊	安 幹	・国道 137 号(富士吉田市、富士河口湖町)		
武	主要幹線道路	・国道 138 号(都市計画道路 3.3.3 新屋西吉田線:富士吉田市)		
東部広域圏域	路	・国道 139 号バイパス(西桂町)		
域		・国道 139 号バイパス(都市計画道路 3.4.2 都留バイパス)		

下水道の整備の方針

- A . 基本方針
- ア.現状と課題

広域圏域	現状と課題
	現仏と味趣
中西部・南部広域圏域	本広域圏域の下水道整備については、昭和 29 年度に整備を始めた甲府市の
	単独公共下水道が先行し、昭和 52 年度に峡東流域下水道及び関連公共下水道、
	昭和 61 年度に釜無川流域下水道及び関連公共下水道、平成 3 年度に身延町単
	独公共下水道に着手し、整備を進めている。なお、都市計画区域外では、北杜
	市等が昭和 58 年度に単独特定環境保全公共下水道に着手し、整備を進めてい
	వ 。
	下水道の見直し
	人口減少等の社会情勢から、費用対効果の悪化や厳しい財政状況等により当
	初都市計画決定した排水区域や下水道施設の整備が困難な地域が出現してい
	ప 。
富士・東部広域圏域	本広域圏域の下水道整備については、昭和 50 年度に日本を代表する観光地
	である富士五湖の環境保全のため、富士北麓流域下水道及び関連公共下水道、
	平成5年度に神奈川県の水道水源である東部5市町で構成する桂川流域下水道
	事業及び関連公共下水道に着手し、整備を進めている。
	公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全の向上
	以下の表「下水道普及率等の現状」のとおり、中西部・南部広域圏域に比べ
	て下水道普及率・生活排水クリーン処理率が低い。
	下水道の見直し 【中西部・南部広域圏域同様】_

下水道普及率等の現状

			***	.= τь (= 1+ ++
広域			都市計画区域内	行政区域内
圏域	流域下水道等	構成市町村	下水道普及率*1	生活排水クリーン処理率*2
四场			(H20年度末)	(H20年度末)
	甲府市単独公共下水道	甲府市	92.8%	97.3%
	峡東流域下水道関連	甲府市(旧中道町分)	77.8%	97.3%
		山梨市	43.1%	55.4%
虫		笛吹市	58.4%	70.5%
中西部		甲州市	47.6%	61.7%
南	釜無川流域下水道関連	韮崎市	53.5%	72.3%
南部広域圏域		南アルプス市	36.6%	55.7%
域		甲斐市	64.5%	78.7%
域		中央市	60.5%	91.5%
		市川三郷町	79.1%	88.5%
		(新)富士川町	68.6%	77.1%
		昭和町	72.5%	83.5%

	•	_		
	身延町単独公共下水道	身延町	29.0%	54.8%
	都市計画区域外	北杜市	62.5%	94.0%
		早川町	5.1%	58.4%
		南部町		62.9%
	合計		64.5%	79.3%
	富士北麓流域下水道関連	富士吉田市	39.5%	56.2%
	桂川流域下水道関連			
	富士北麓流域下水道関連	富士河口湖町	69.7%	80.6%
		忍野村	62.4%	93.2%
富		山中湖村	70.8%	85.4%
王	桂川流域下水道関連	西桂町	35.0%	53.5%
富士・東部広域圏域		都留市	24.6%	57.4%
一		大月市	14.0%	36.9%
域層		上野原市	41.0%	53.1%
域	都市計画区域外	道志村		74.5%
		鳴沢村		44.0%
		小菅村	92.4%	100%
		丹波山村	95.9%	100%
	合計		38.5%	59.1%

^{*1} 人口(行政区域)に対する、公共下水道を利用できる人口の割合

イ.下水道の整備の方針

下水道の整備の方針

優先順位を考慮した整備

現状の下水道普及率を踏まえ、整備の優先順位を原則として人口集中地区、中心市街地、一般市街 地内、市街地外の順に設定し、整備を推進する。

都市計画区域外における優先順位を考慮した整備

都市計画区域外においても必要に応じて特定環境保全公共下水道の整備を上記に準じた優先順位により推進する。

下水道の見直し

人口減少等の社会情勢の変化から、費用対効果が悪化していることや厳しい財政状況等により整備に相当の年月がかかることなどを考慮し、地域住民への説明責任を十分果たす中で、下水道事業以外の手法により公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るような、下水道の変更についても必要に応じて検討していく。

B.主要な施設の配置の方針

広域圏域	主要な流域下水道等			
中西部・南部広域圏域	甲府市単独公共下水道、	峡東流域下水道関連、	釜無川流域下水道関連、	身延町

^{*2} 人口(行政区域)に対する、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽などを含む生活処理施設が整備された人口の割合

	単独公共下水道、北杜市単独公共下水道		
富士・東部広域圏域	富士北麓流域下水道関連、桂川流域下水道関連		

C . 主要な施設の整備予定

r : +#:			都市計画区域内	都市計画区域内
広域	流域下水道等	構成市町村	下水道普及率*1	下水道普及率*1
圏域			(H20年度末)	(目標値)
	甲府市単独公共下水道	甲府市	92.8%	約 99%
	峡東流域下水道関連	甲府市(旧中道町分)	77.8%	約 96%
		山梨市	43.1%	約 77%
		笛吹市	58.4%	約 92%
		甲州市	47.6%	約 75%
ь	釜無川流域下水道関連	韮崎市	53.5%	約 91%
西		南アルプス市	36.6%	約 96%
。		甲斐市	64.5%	約 96%
南部		中央市	60.5%	約 88%
広域		市川三郷町	79.1%	約 94%
中西部・南部広域圏域		(新)富士川町	68.6%	約 89%
- 3%		昭和町	72.5%	約 99%
	身延町単独公共下水道	身延町	29.0%	約 52%
	都市計画区域外	北杜市	62.5%	約 67%
		早川町	5.1%	約 5%
		南部町		
	合計		64.5%	約 89%
	富士北麓流域下水道関連 桂川流域下水道関連	富士吉田市	39.5%	約 86%
	富士北麓流域下水道関連	富士河口湖町	69.7%	約 88%
		忍野村	62.4%	約 83%
富		山中湖村	70.8%	約 84%
±	桂川流域下水道関連	西桂町	35.0%	約 98%
東		都留市	24.6%	約 91%
富士・東部広域圏域		大月市	14.0%	約 86%
		上野原市	41.0%	約 75%
	都市計画区域外	道志村		
		鳴沢村		
		小菅村	92.4%	約 92%
		丹波山村	95.9%	約 96%
	合計		38.5%	約 83%

^{*1} 人口(行政区域)に対する、公共下水道を利用できる人口の割合

河川の整備の方針

- A.基本方針
- ア.現状と課題

広域圏域	現状と課題
中西部・南部広域圏域	治水安全度の向上
	中西部の地域は富士川と笛吹川の二大河川をはじめ、甲府盆地内を流下する
	河川が集まる場所であるため浸水常襲地域が多く、都市化の進行に伴い治水安
	全度が低下している。市街地においては河川改修とともに降雨の流出抑制を図
	るなどの治水対策が求められている。
	南部の地域は県内でも比較的降水量の多い地域であり、また、急峻・狭隘な
	地形で急流河川が多いため、河川の氾濫による災害の防止を図る必要がある。
	<u>暮らしや環境に配慮した河川整備</u>
	地域の歴史・文化や景観への調和、生物環境への配慮、憩いの場の創出など
	が求められている。
富士・東部広域圏域	治水安全度の向上
	本圏域は、降水量が梅雨期、台風期に集中することが多く、また地形は主に
	山地であることから河川が急流のため、度重なる洪水被害を受けている。
	_ 暮らしや環境に配慮した河川整備 【中西部・南部広域圏域同様】

イ.河川の整備の方針

河川の整備の方針

洪水被害に対する治水安全度の向上

河川の掘削、護岸、築堤等の河川改修を図るとともに、流域内での雨水の流出を抑制する貯留浸透対策等を進め、治水安全度の向上を目指す。

減災対策の推進

雨量水位情報等の収集、提供等のソフト面の対策についても、充実を図る。

また、ハザードマップの利活用等により浸水被害が軽減されることが期待される。

魅力ある水辺空間の創出

地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮し、河川、湖沼等が本来有している生物の生息・生育・ 繁殖環境や景観の保全・形成等、多様な機能を活かした魅力ある水辺空間の創出を図る。また、地域 における水と緑のオープンスペースを創出し、やすらぎと憩いの場を提供する。

B. 主要な河川

広域圏域	主要な河川
中西部・南部広域圏域	富士川、笛吹川、荒川、濁川、平等川、鎌田川、琴川、重川、日川、金川、釜
	無川、大武川、塩川、御勅使川、滝戸川、芦川、下部川、常葉川、早川、波木
	井川、福士川、戸栗川
富士・東部広域圏域	桂川、笹子川、葛野川、鶴川、朝日川、富士五湖、多摩川、小菅川

C . 主要な河川の整備目標

広域圏域	整備または整備着手を予定する主要な河川		
中西部・南部広域圏域	濁川、藤川、高倉川、十郎川、流川、貢川、平等川、渋川、鎌田川、間門川、		
	重川、古川、八糸川		
富士・東部広域圏域	入山川、鹿留川		

その他の都市施設の都市計画の決定の方針

A . 基本方針

廃棄物処理施設は、廃棄物処理に関する上位計画及び関連計画に基づいて、適切に施設の整備を進める。

3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

現状と課題については、第 章 2及び第 章 1で前述しているため、以下では方針のみを示す。

A . 主要な市街地開発事業の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

既成市街地における事業の決定方針

中心市街地(広域拠点、地域拠点、既存都市機能立地地区、地区拠点等)における既成市街地の活性 化、高度利用、都市基盤施設の整備、防災機能の確保、住環境の改善、まちなか居住の推進を図る目的 で実施する市街地開発事業を積極的に進める。また、市街地開発事業を導入する際には、地区計画制度 などにより、当該区域の目指すべき市街地の計画をもって行うことを原則とする。

新市街地における事業の決定方針

新たな市街地の形成を目的とする市街地開発事業については、人口減少社会における市街地の拡散を助長することから、「第 章 都市づくりの基本方針」にそぐわないため、原則これを認めないものとする。

ただし、本県で特に誘致を重視している工業系の産業立地に係る市街地開発事業については既成市街地以外においても認めていくものとする。このとき、併せて「1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 工業系の産業立地に係る土地利用」について留意する必要がある。

また、今後、リニア中央新幹線等の国または県が推進する大規模プロジェクトにより本計画を見直し、新たに拠点としての位置づけが明確になった地域については市街地開発事業の積極的な導入を進める。このとき、併せて「1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 新拠点の土地利用」について留意する必要がある。

B. 市街地整備の目標

事業種別	市町村名	地区名	施行者	完了予定年次
	甲府市	甲府駅周辺(都決)	公共団体	H35 年度完了
		琢美・富士川・相生地区(都		
		市計画道路和戸町竜王線		
		沿線)		
	中央市	医大南部第二(都決)		
	昭和町	常永(都決)	組合	H27 年度完了
土地区画整理事業	笛吹市	石和駅前(都決)	公共団体	H24 年度完了
	(新)富士川	増穂 IC 周辺(都決)		
	囲丁			
	富士吉田市	中丸	組合	H24 年度完了
		雨坪地区		
	都留市	井倉第二		
	富士河口湖町	小立(都決)	組合	H27 年度完了
市街地再開発事業	甲府市	甲府市紅梅地区(都決)	組合	H23年度完了

(都決):都市計画決定が行われているもの

4) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

- A . 基本方針
- ア.現状と課題

土地利用区分等	現状と課題
森林・共生地域	豊かな自然環境の保全
	圏域周辺を取り囲んでいる森林は、木材を生産するほか、県土の保全、水資源
	のかん養、温室効果ガスの吸収、自然環境の保全や保健休養の場の提供など、様々
	な公益的機能を有している。また、国立公園をはじめとする自然公園には、緑豊
	かな自然との触れ合いを求めて、県内外から多くの人々が訪れている。
	しかし、一方でこの地域は、木材価格の低迷による採算性の悪化、林業従事者
	の高齢化や過疎化等により、管理が行き届かない森林も増加しつつある。また、
	宅地開発や産業廃棄物等の不法投棄等により、里山の景観が徐々に失われてきて
	いる。
農業・共生地域	美しい田園景観の保全
	都市近郊から山地に広がる農業・共生地域に見られる、美しい田畑、果樹園な
	どの景観は、地域の気候や風土に根ざした人々の生活の中から形作られてきたも
	のである。この地域は、県土の保全や安らぎと潤いの場の提供など、県民の暮ら
	しに欠くことの出来ない大切な機能を担うと共に、農地の四季折々の季節感あふ
	れる風情は、本県ならではの美しい景観を創出している。
	しかし、近年の社会経済情勢の変化に伴う市街地周辺の宅地開発の進行や耕作
	放棄地等の低未利用地の発生により、これらの良好な環境が徐々に失われていく
	傾向にある。
	森林・共生地域及び農業・共生地域においては、地域森林計画や農業振興地域
	整備計画等と協調しながら、良好な自然環境の保全や自然環境と調和した地域づ
	くりが求められる。
市街地	市街地の緑化 2.5)参照
	産業と人口の集中により形成されてきた市街地には、緑が少なくなっている
	が、市街地の緑は、大気の浄化、ヒートアイランド現象の防止、余暇空間の創出、
	│ 防災拠点の提供など、健やかで潤いのある生活環境を確保するために、大きな役 │
	割を果たすものである。
	本県の市街地内には、社寺境内林や河川水路沿いなどに緑の塊が存在している
	とともに、農地の混在により緑が確保されている地域も見られるが、身近な住区
	基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)などは数が少ない状況である。
	市街地における緑化可能な面積は限られているこのため、既存の公園や緑地な
	とのオープンスペースや河川の水辺等において、快適な生活環境の創造に加え、
	防災等といった機能にも配慮した、質の高い緑の空間を創出していくことが求め
/\	られる。 - まこした理論に表現したの思いないません。
公園・緑地	<u>暮らしや環境に配慮した公園・緑地整備</u>
	多様なレクリエーション需要、災害時の安全確保、歴史的環境の保全等への対

応を目的として整備してきた公園・緑地施設の老朽化が進んでおり、施設の充実 や更新が求められている。

<u>都市計画公園の見直し</u>

長期未着手となっている都市計画公園については、今後の整備について様々な 検討が必要となる。

イ.自然的環境の整備又は保全の方針

自然的環境の整備又は保全の方針

豊かな自然環境の保全

圏域を取り囲んでいる雄大な山々、緑豊かな森林や清らかな河川・渓谷が醸し出す山紫水明の地を守り、未来へ継承していくため、この恵まれた自然環境を積極的に保全していく。併せてこれらの自然環境の管理のあり方を十分検討していく。

美しい田園景観の保全

甲府盆地のぶどう棚、もも畑、すもも畑等の果樹園、盆地周辺部や県南部地域に見られる棚田など、四季を感じさせてくれる美しい田園景観を、地域の財産として積極的に保全していく。宅地開発の進行等に対しては、土地利用コントロールなどのあり方も十分検討していく。

個性ある街並みの形成

周囲の自然との調和に配慮するとともに、必要に応じ景観を阻害する屋外広告物や電線・電柱の改善・除却を進め、歴史文化資源を活用した個性ある美しい街並みの形成を図る。

市街地内の親水空間と緑化の推進

市街地では、親水空間の創出、道路の街路樹による緑化や民有地での沿道緑化を推進する。

レクリエーション機能のための公園・緑地の充実

広域的なレクリエーション拠点となる公園・緑地等については、地域特性や地域の歴史文化資源・自 然資源を活かした個性あるエリアとして充実を図っていく。

都市の防災機能向上に資する公園・緑地の充実

地震などの自然災害が発生した際、

- ・広域公園等の大規模な公園においては、自衛隊等の応援部隊の宿営地や生活物資等の集積及び配送 等の支援活動の拠点としての機能
- ・住区基幹公園においては、避難場所、食料等の配給拠点、地域情報の提供の場としての機能 等が近年求められており、このような防災機能の充実を図っていく。

地域制緑地指定の検討

市街地内や都市近郊にある貴重な自然的景観や歴史的文化的価値を有する緑地などを保全するため、 風致地区や緑地保全地区等の制度の活用を検討する。

都市計画公園の見直し

長期に渡り未整備の都市計画公園については、目指すべき県土構造やまちづくりとの整合性を図り、 より効果的・効率的な整備を行うため、計画の変更・廃止を含めて市町村と連携を図り検討を行う。

B . 主要な緑地の配置の方針

ア.環境保全系統

広域圏域等	主要な緑地
県土全域	県及び広域圏域を取り囲んでいる森林
中西部・南部広域圏域	釜無川、笛吹川、富士川などの河川及び周辺の樹林等の緑地
富士・東部広域圏域	桂川、丹波川などの河川及び周辺の樹林等の緑地、富士五湖及び周辺の自然的
	環境

イ.景観構成系統

広域圏域等	主要な緑地		
	自然的景観	都市景観	
県土全域	・富士山など県及び広域圏域を取り囲んでいる遠景を構		
	成する山々		
中西部・南部広域圏域	・七里岩、大蔵経寺山、塩の山、勝沼町ぶどうの丘、御	・甲府駅南口周辺	
	坂山塊に連なる斜面、曽根丘陵公園の緑地		
	・釜無川、笛吹川、富士川などの河川		
	・甲府城祉、護国神社、愛宕山、荒川、和田峠、身延山		
	風致地区		
	・果樹園を中心とする市街化調整区域及び非線引き白地		
	地域の集団的優良農地		
富士・東部広域圏域	・城山、小倉山、白木山、桂川の河岸段丘等、身近にあ		
	る地域の特性を備えた自然景観		
	・桂川、丹波川などの河川		
	・月見ヶ丘、島田、忍野風致地区		

ウ.レクリエーション系統

広域圏域等	主要な緑地	
中西部・南部広域圏域	・愛宕山広域公園、曽根丘陵公園、富士川クラフトパーク	
	・赤坂台総合公園、敷島総合公園、押原公園、万力公園、笛吹川フルーツ公園、	
	韮崎中央公園、御勅使南公園、櫛形総合公園	
	・小瀬スポーツ公園、緑ヶ丘運動公園、釜無川スポーツ公園、	
	・舞鶴城公園	
	・甲府市歴史公園、歴史公園甘草屋敷	
	・森林公園金川の森	
富士・東部広域圏域	・富士北麓公園、桂川ウェルネスパーク	
	・河口湖総合公園、山中湖村総合湖畔緑地公園、	

・くぬぎ平スポーツ公園、都留市総合運動公園
・白木山公園、岩殿山公園

工.防災系統

広域圏域等	主要な緑地	
県土全域	県の地域防災計画上の活動拠点、市町村の地域防災計画上の避難地	
中西部・南部広域圏域	小瀬スポーツ公園、櫛形総合公園、富士川クラフトパーク、緑ヶ丘運動公園、	
	笛吹川フルーツ公園、曽根丘陵公園、韮崎中央公園	
富士・東部広域圏域	富士北麓公園、桂川ウェルネスパーク	

オ.歴史的風土の保全

広域圏域等	主要な緑地
中西部・南部広域圏域	・舞鶴城公園、信玄堤、武田氏館跡、大善寺、恵林寺、向嶽寺、甘草屋敷、熊
	野神社、窪八幡神社、山梨岡神社、勝沼氏館跡、銚子塚古墳、丸山塚古墳、安
	藤家住宅、徳島堰、武田八幡神社、新府城祉、久遠寺等の歴史的価値の高い史
	跡等と一体となった緑地
富士・東部広域圏域	・北口本宮富士浅間神社、勝山城祉、猿橋、岩殿城祉等の歴史的価値の高い史
	跡等と一体となった緑地

C . 実現のための具体の都市計画制度の適用方針

ア.都市施設としての公園緑地の整備

広域圏域等	整備又は整備着手を予定する施設	
中西部・南部広域圏域	志麻の里防災公園、小瀬スポーツ公園、緑ヶ丘運動公園、富士川クラフトパー	
	ク、笛吹川フルーツ公園、曽根丘陵公園	
富士・東部広域圏域	富士北麓公園	

イ. 風致地区等の指定目標及び指定方針

市街地内及び周辺丘陵の樹林地や緑地等の良好な自然的景観を有する地区に、地区の土地利用の特性に配慮しながら、風致地区等の指定を検討する。

6.今後の都市計画の進め方

1)地方分権と都市計画

県と市町村の連携

1999年の地方分権一括法以降、住民の最も身近な行政として、都市づくりにおける市町村の果たすべき役割は大きくなっており、今後も地方分権がより一層推進されると考えられる。そのような中、県は目指すべき県土構造を実現するため、本計画をはじめ、都市計画に関する各種の指針やガイドライン等を提示するとともに、市町村への助言等を通じて、市町村による都市づくりの推進を支援する。

県の広域調整の役割

複数の市町村の都市構造に影響の及ぶ広域的な都市計画については、都市計画の提案者の考えを尊重 しつつ、県は本計画で示す目指すべき県土構造を実現するため、関係市町村等との相互の理解、意見調 整、合意形成を円滑に行う体制を強化する。なお、具体的な広域調整手法については、別途広域調整手 続きに関するガイドラインで示していく。

2)情報公開と都市計画

都市づくりに関する情報提供

今後、都市づくりの担い手として住民、事業者等(住民組織、NPO等を含む。以下同じ。)に一定の役割が期待されるが、そのために県や市町村は都市づくりに関する各種情報を積極的に公開し、また、シンポジウムやイベント等の開催を通じ、広く都市計画の情報をわかりやすく提供していくよう努める。

3)多様な主体の参加(第 章再掲)

都市づくりの協働体制づくり

各種課題に的確に取り組むためには、計画づくり、事業の実施、管理・運営の各段階において、行政、住民、事業者等がそれぞれの役割と責任を分担しながら、相互に連携し、協働して都市づくりを進めることが重要である。県や市町村はこのような多様な主体が主体性を持って都市づくりに取り組むことができる環境を整えるよう努める。

都市づくりを担う人材育成支援

都市づくりへの多様な主体の参加による協働体制を築くため、県は各主体に必要な人材の育成支援を 積極的に行う。特に市町村においては、地域の課題解決に際して住民参加型ワークショップやまちづく り協議会の開催などの機会を積極的に設けるよう努める。

多様な主体を専門的に支援する専門家の活用

地域の課題解決に際して、具体的な都市計画をはじめとする各種の専門知識を要する場合には、各主体が専門家を活用できる仕組みを創出する必要がある。県や市町村は自らが専門家としての役割の一翼を果たすことができるよう努めるとともに、地域の専門家を把握し、専門家と地域の情報を共有して積極的に専門家が活かされるよう努める。

4)まちづくり条例等の活用

まちづくり条例等の活用

住民は、健康的で文化的な都市生活を享受し、機能的な都市活動を行うため、自己に関係するまちづくりに参加する権利と責任をもっている。まちづくりは、安全で住みよい快適な環境の市街地の形成を目指して、総合的かつ計画的に進めるべきものであり、多様な主体の参加及び提案、各主体相互間における信頼及び協力の関係によって成立する。これらのまちづくりに関する課題は多岐にわたり、その課題解決の方法についても多様な手段が考えられる。県や市町村は各地域の課題や状況にあった課題解決方法を多様な主体とともに模索し、その仕組みをまちづくり条例等により確立し、地域のまちづくりを推進するよう努める。